

令和3年第3回階上町教育委員会会議録

| | |
|--------------------------------|--|
| 召集年月日 | 令和3年3月30日 |
| 召集場所 | 階上町役場 3階 委員会室 |
| 開 会 | 午後6時03分 |
| 出席委員 | 教育長 丸 岡 博 委員 松 橋 竹子 委員 石岡 れい子 委員 安 田 友久 欠席委員 荻ノ沢 俊明 |
| 職務のため 会議に参加 した者の職 氏 名 | 教育課長 濱 浦 孝子 学校教育 GL 畑 山 真也 学校教育 GSL 濱 谷 彰 社会教育 GL 金 見 靖子 社会教育 GSL 伊 藤 航 |
| 協議に諮問 した案件 | 報告第1号 事務の臨時代理の報告について (学校職員の人事異動の内申について) 報告第2号 事務の臨時代理の報告について (学校職員の人事異動の内申について) 報告第3号 専決処分した事項の報告について (階上町教育委員会事務局職員の人事異動について) 報告第4号 専決処分した事項の報告について (階上町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程を廃止する教育委員会訓 令の制定について) 議案第1号 階上町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する教育委 員会規則の制定について |

| | |
|-------|--|
| 丸岡教育長 | <p>ただ今の、出席者は教育長及び教育委員3名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回階上町教育委員会会議を開会致します。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 「会期決定の件」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。</p> <p>本委員会の会期は、本日1日と致したいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって会期は、本日1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告「学校職員の人事異動の内申について」の件と関連がありますので、日程第3 報告第1号 事務の臨時代理の報告「学校職員の人事異動の内申について」の件 2件一括して、提案理由の説明を求めます。</p> |
| 濱浦課長 | <p>それでは、報告第1号 事務の臨時代理の報告「学校職員の人事異動の内申について」の件を、ご説明いたします。</p> <p>本件は、令和3年3月31日付け及び4月1日付けで発令する学校職員の人事異動の内申について、緊急を要し教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和3年2月26日付けで臨時に代理したものでございます。</p> <p>つづいて、報告第2号 事務の臨時代理の報告「学校職員の人事異動の内申について」の件を、ご説明いたします。</p> <p>本件は、令和3年4月1日付けで発令する学校職員の人事異動のうち、講師及び臨時事務職員等に関し、緊急を要し教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和3年3月23日付けで臨時に代理したものでございます。</p> <p>教職員の異動をまとめた一覧が添付のものとなります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 丸岡教育長 | <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>よって、報告第1号及び第2号の事務の臨時代理の報告「学校職員の人事異動の内申について」の件を、終了いたします。</p> <p>日程第4 報告第3号専決処分第1号「階上町教育委員会事務局職員の人事異動について」の件を議題といたします。</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>濱浦課長</p> | <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第3号「階上町教育委員会事務局職員の人事異動について」の件をのぞ説明します。</p> <p>本件は、令和3年3月31日付け及び4月1日付けで発令する階上町教育委員会事務局職員の人事異動に関し、町長からの協議があり、緊急に同意する必要が生じましたが、教育委員会議を諸州する時間的余裕がなかったため、令和3年3月22日付けで専決処分したものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| <p>丸岡教育長</p> | <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>よって、報告第3号事務の臨時代理の報告「階上町教育委員会事務局職員の人事異動について」の件を、終了いたします。</p> |
| <p>畑山GL</p> | <p>日程第5 報告第4号専決処分第2号「階上町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程を廃止する教育委員会訓令の制定について」の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第4号専決処分第2号「階上町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程を廃止する教育委員会訓令の制定について」の件を、ご説明いたします。</p> <p>本件は、これまで「私立幼稚園就園奨励費補助金」として交付してきたものを「子育てのための施設等利用給付費」として給付することとなったため、令和3年3月22日付けで専決処分したものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| <p>丸山教育長</p> | <p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>よって、専決処分した「階上町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程を廃止する教育委員会訓令の制定について」の件を、終了いたします。</p> <p>日程第6 議案第1号「階上町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> |

| | |
|-------|--|
| 金見 GL | <p>それでは議案第1号「階上町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明いたします。</p> <p>本件は、東部地区小学校の統合に伴い、関連する条文を整理するため提案するものであります。大蛇小学校と小舟渡小学校が閉校により学校施設ではなくなりますが、改正前の学校設置条例に規定する学校施設とみなしてこの規則の規定を適用し、学校開放施設として貸出しするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか</p> |
| 松橋委員 | <p>小舟渡小学校も大蛇小学校も開けて貸すということでしょうか。</p> |
| 金見 GL | <p>現在も小中学校の体育館とグラウンドを、学校が使用していない時間に貸出しをしています。地域の体協であったり、スポ少であったり。閉校する小舟渡小も一般の有料団体ではありますが、貸出しをしておりますので、申請があればまた、貸出しをします。</p> |
| 安田委員 | <p>大蛇や小舟渡の体育館の備品を借りてできるのか。</p> |
| 金見 GL | <p>体育館に備え付けの備品等は貸出しできますが、閉校に伴い、各小中学校で札をつけていると思いますので、誰も手を付けていない備品であれば使用できます。</p> |
| 丸山教育長 | <p>ほかにございませんか。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「階上町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第1号「階上町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>以上をもちまして、令和3年第3回階上町教育委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">会議終了時刻 18時28分</p> |